

# 虐待防止のための指針 社会福祉法人ともいき福祉会

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本規程は、当法人が運営する施設における高齢者虐待を未然に防止し、利用者の権利擁護を図るために、必要な事項を定めることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 本規程は、当法人の職員、ボランティア、実習生、外部関係者等、施設に関わるすべての者に適用する。

## 第2章 虐待の定義と類型

### (虐待の定義)

第3条 虐待とは、高齢者虐待防止法第2条に基づき、次の5つの行為をいう。

1. 身体的虐待：暴力等により身体に傷害またはそのおそれを感じさせる行為
2. 心理的虐待：暴言や無視等により精神的苦痛を与える行為
3. 介護等の放棄・放任：必要な介護を怠る行為
4. 性的虐待：わいせつな行為をする、またはさせる行為
5. 経済的虐待：不当な財産処分または財産上の利益の取得

## 第3章 虐待防止の体制

### (虐待防止委員会)

第4条 施設内に「虐待防止委員会」を設置し、以下の構成員により定期的に会議を開催する。

- 施設長
- 介護職員代表
- 看護職員代表
- 運営推進会議委員

### (虐待防止担当者の設置)

第4条の2 施設長は、虐待防止措置を適切に実施するため、以下の役割を担う「虐待防止担当者」を1名以上任命する。

2 虐待防止担当者は次の職務を行う。

① 職員からの虐待に関する相談・報告の受付窓口

- ② 虐待防止のための教育・啓発の推進
  - ③ 虐待が疑われる事案の初期対応および関係部署との連携調整
  - ④ 虐待防止委員会との連絡調整および記録の管理
- 3 虐待防止担当者は、定期的に虐待防止委員会に報告を行い、必要に応じて対応策を協議する。

虐待防止担当者：看護主任（又は同等の役割を担う看護師）

（職員研修）

第5条 すべての職員に対し、年1回以上の虐待防止研修を実施する。

## 第4章 虐待発見時の対応

（報告・相談義務）

第6条 職員は虐待またはその疑いを発見した場合、速やかに上司または管理者へ報告し、適切な対応を求める。

（通報義務）

第7条 養介護施設従事者は、虐待を発見した場合、生命・身体への重大な危険の有無にかかわらず、市町村へ通報する義務を負う。

（公益通報と守秘義務の免除）

第8条 虐待に関する通報は、公益通報者保護法及び高齢者虐待防止法に基づき守秘義務違反とはならず、通報者は不利益な取扱いを受けてはならない。

（虐待発生後の対応）

第9条 虐待発生時は、速やかに当該利用者の安全確保を最優先とし、関係者への説明・再発防止策の実施・プライバシーの保護に十分配慮する。

## 第5章 虐待防止のための取組

（理念の共有と職場風土の整備）

第10条 法人理念に基づいた介護の実践を全職員で共有し、開かれた施設運営、第三者の視点導入、チームアプローチを推進する。

（職員教育とケアの質向上）

第11条 職員に対し、認知症ケア・身体拘束廃止・虐待防止に関する知識・倫理観の醸成を図る教育を行う。

(ストレス・負担の軽減)

第12条 職場における過重な労働負担や人間関係の不安が虐待の要因となることを認識し、柔軟な勤務体制や相談環境を整備する。

## 第6章 附則

第13条 本規程は、令和6年11月1日より施行する。

第14条 本規程は、必要に応じて隨時見直しを行うものとする。